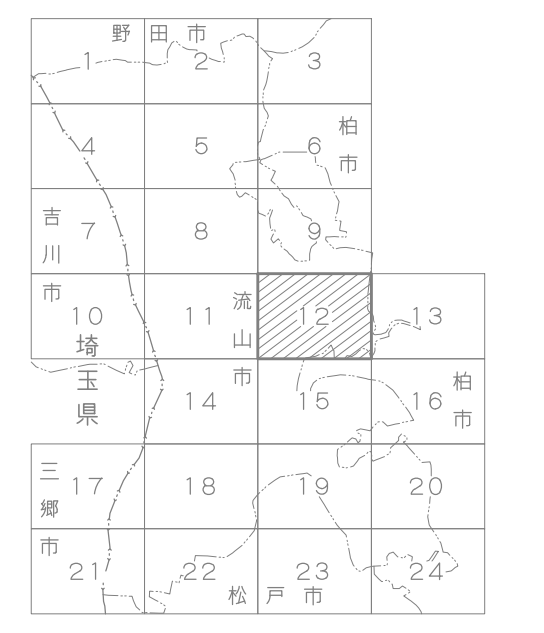


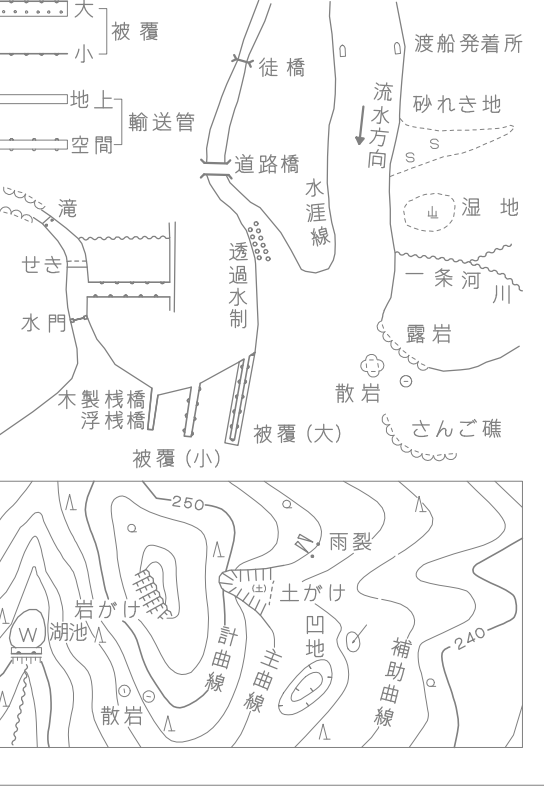
平成三十一年二月印刷



記号

△ 37.2	三角点	○ 門	門
△ 12.04	水準点	□ 記念碑	記念碑
△ 42.3	多角点	○ 燈塔	燈塔
▽ 35.6	(三角点)	○ 灯台	灯台
△ 25.73	(三角点)	○ 塔	塔
△ 45.6	(三角点)	○ 塔	塔
△ 25.6	(三角点)	○ 塔	塔
△ 18.7	(三角点)	○ 塔	塔

—	道路	—	道路
—	歩道	—	歩道
—	歩道のトンネル	—	歩道のトンネル
—	歩道のトンネル	—	歩道のトンネル
—	歩道のトンネル	—	歩道のトンネル
—	歩道のトンネル	—	歩道のトンネル
—	歩道のトンネル	—	歩道のトンネル
—	歩道のトンネル	—	歩道のトンネル
—	歩道のトンネル	—	歩道のトンネル
—	歩道のトンネル	—	歩道のトンネル



標高系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による簡易標高系、世界測地系に対応
投影は横メルカトル投影法
図形に示してある距離は投影長10メートル単位
方面は0.5キロメートル間隔
図形に示してある経緯度目盛は10秒間隔
露立の基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

平成30年測量

(1) 1.平成29年12月撮影空中写真
2.平成30年7月現地調査

1:2,500

流山市役所
許可なく複製を禁ずる